



# 熊本県公報

第 1 2 4 7 6 号  
平成 27 年 12 月 4 日(金)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 告 示

- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… (砂防課) 1
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除…………… ( // ) 15
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除…………… ( // ) 15
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除…………… ( // ) 16
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… ( // ) 16
- 保安林の指定…………… (森林保全課) 17
- 保安林の指定…………… ( // ) 17
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 18
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… ( // ) 18
- 保安林の指定に関する予定…………… (森林保全課) 18
- 収納代理金融機関の名称及び位置の一部改正…………… (会計課) 18
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 20
- 道路の区域変更…………… ( // ) 21
- 道路の供用開始…………… ( // ) 21
- 道路の供用開始…………… ( // ) 21
- 定数漁業の許可申請期間…………… (水産振興課) 21

### 公 告

- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 22
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… ( // ) 22
- 換地処分…………… (農地整備課) 22
- 換地計画の決定…………… ( // ) 22
- 仮設鋼材の処分…………… (道路整備課) 23
- 仮設鋼材の処分…………… ( // ) 24
- 仮設鋼材の処分…………… ( // ) 25
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 26
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… ( // ) 26
- 県営土地改良事業の工事完了…………… (農村計画課) 26
- 農用地利用配分計画の認可…………… (農地・農業振興課) 27

### 登 載 依 頼

- 熊本丸中間検査及び一般整備工事業務に係る一般競争入札に  
参加する者に必要な資格等…………… (苓洋高等学校) 27
- 熊本丸中間検査及び一般整備工事業務に係る一般競争入札の  
実施…………… ( // ) 27
- 平成 2 7 年度第 2 回熊本県行政文書等管理委員会の開催  
…………… (行政文書等管理委員会) 31

## 告 示

### 熊本県告示第 1 0 4 9 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 1 2 年法律第 5 7 号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成 2 7 年 1 2 月 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

#### 1 高尾川（4 2 8 - 2 - 0 0 1）

- (1) 土砂災害警戒区域の所在地  
阿蘇郡高森町矢津田
- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流

（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）

- 2 川上川－1（428－2－002－1）
  - (1) 土砂災害警戒区域の所在地  
阿蘇郡高森町野尻
  - (2) 土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 川上川－2（428－2－002－2）
  - (1) 土砂災害警戒区域の所在地  
阿蘇郡高森町野尻
  - (2) 土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 河原－1（428－1－001－1）
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
阿蘇郡高森町河原
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号。以下「政令」という。）第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 河原－2（428－1－001－2）
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
阿蘇郡高森町河原
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 河原－3（428－1－001－3）
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
阿蘇郡高森町河原
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 7 牧戸－1（428－1－002－1）
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
阿蘇郡高森町尾下
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 8 牧戸－2（428－1－002－2）
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
阿蘇郡高森町尾下
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 9 下山(428-1-003)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
阿蘇郡高森町尾下
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 10 上色見(慶恩)(428-1-004)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
阿蘇郡高森町上色見
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 11 川上-1(428-1-006-1)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
阿蘇郡高森町野尻
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 12 川上-2(428-1-006-2)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
阿蘇郡高森町野尻
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 13 川上-3(428-1-006-3)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
阿蘇郡高森町野尻
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 14 木郷-1(428-1-007-1)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
阿蘇郡高森町草部
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊

- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 15 木郷-2 (428-1-007-2)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
阿蘇郡高森町草部
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 16 木郷-3 (428-1-007-3)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
阿蘇郡高森町草部
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 17 木郷-4 (428-1-007-4)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
阿蘇郡高森町草部
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 18 木郷-5 (428-1-007-5)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
阿蘇郡高森町草部
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 19 黒岩-1 (428-2-001-1)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
阿蘇郡高森町河原
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 20 黒岩-2 (428-2-001-2)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
阿蘇郡高森町河原
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 1 大 道 ( 4 2 8 - 2 - 0 0 2 )
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
阿蘇郡高森町河原
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 2 山 神 ( 4 2 8 - 2 - 0 0 3 )
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
阿蘇郡高森町河原
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 3 上 玉 来 - 1 ( 4 2 8 - 2 - 0 0 4 - 1 )
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
阿蘇郡高森町河原
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 4 上 玉 来 - 2 ( 4 2 8 - 2 - 0 0 4 - 2 )
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
阿蘇郡高森町河原
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 5 市 野 尾 1 ( 4 2 8 - 2 - 0 0 5 )
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
阿蘇郡高森町河原
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 6 市 野 尾 2 - 1 ( 4 2 8 - 2 - 0 0 6 - 1 )
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
阿蘇郡高森町河原
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 7 市 野 尾 2 - 2 ( 4 2 8 - 2 - 0 0 6 - 2 )

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
阿蘇郡高森町河原
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 8 塩井平 1-1 (4 2 8-2-0 0 7-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
阿蘇郡高森町河原
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 9 塩井平 1-2 (4 2 8-2-0 0 7-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
阿蘇郡高森町河原
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 0 塩井平 2 (4 2 8-2-0 0 8)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
阿蘇郡高森町河原
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 1 久保-1 (4 2 8-2-0 0 9-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
阿蘇郡高森町尾下
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 2 久保-2 (4 2 8-2-0 0 9-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
阿蘇郡高森町尾下
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 3 東中原(大村) (4 2 8-2-0 1 0)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
阿蘇郡高森町上色見

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 4 峰宿-1 (428-2-011-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
阿蘇郡高森町中
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 5 峰宿-2 (428-2-011-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
阿蘇郡高森町中
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 6 川上1 (428-2-013)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
阿蘇郡高森町野尻
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 7 山付-1 (428-2-014-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
阿蘇郡高森町津留
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 8 山付-2 (428-2-014-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
阿蘇郡高森町津留
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 9 山付-3 (428-2-014-3)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
阿蘇郡高森町津留
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 0 高尾野1 (428-2-017)  
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
阿蘇郡高森町矢津田  
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 1 高尾野2 (428-2-018)  
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
阿蘇郡高森町矢津田  
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 2 高尾野3-1 (428-2-019-1)  
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
阿蘇郡高森町矢津田  
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 3 高尾野3-2 (428-2-019-2)  
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
阿蘇郡高森町矢津田  
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 4 高尾野4 (428-2-020)  
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
阿蘇郡高森町矢津田  
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 5 高尾野5 (428-2-021)  
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
阿蘇郡高森町矢津田  
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊



- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 4 6 中村1（428-2-022）
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
阿蘇郡高森町中
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 4 7 中村2（428-2-023）
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
阿蘇郡高森町中
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 4 8 祭場1-1（428-2-024-1）
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
阿蘇郡高森町中
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 4 9 祭場1-2（428-2-024-2）
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
阿蘇郡高森町中
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 5 0 今村（428-2-025）
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
阿蘇郡高森町中
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 5 1 水上（428-2-026）
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
阿蘇郡高森町野尻
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり

- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 2 蔵地 (428-2-028)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
阿蘇郡高森町野尻
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 3 胡桃原1 (428-2-029)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
阿蘇郡高森町野尻、尾下
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 4 胡桃原2 (428-2-030)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
阿蘇郡高森町野尻
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 5 川上2 (428-2-031)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
阿蘇郡高森町野尻
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 6 宮園 (428-2-032)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
阿蘇郡高森町津留
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 7 河地 (428-2-033)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
阿蘇郡高森町野尻
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 58 仲江-1 (428-2-034-1)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
阿蘇郡高森町津留
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 59 仲江-2 (428-2-034-2)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
阿蘇郡高森町津留
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 60 上津留 (428-2-035)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
阿蘇郡高森町津留
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 61 柳谷1 (428-2-037)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
阿蘇郡高森町矢津田
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 62 柳谷2 (428-2-038)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
阿蘇郡高森町矢津田
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 63 柳谷3 (428-2-039)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
阿蘇郡高森町矢津田
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 64 吉尾野1 (428-2-040)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

- (2) 阿蘇郡高森町矢津田  
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 65 吉尾野2(428-2-041)  
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
阿蘇郡高森町矢津田
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 66 吉尾野3-1(428-2-042-1)  
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
阿蘇郡高森町矢津田
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 67 吉尾野3-2(428-2-042-2)  
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
阿蘇郡高森町矢津田
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 68 吉尾野4(428-2-043)  
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
阿蘇郡高森町草部、矢津田
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 69 吉尾野5(428-2-044)  
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
阿蘇郡高森町矢津田
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 70 木郷1(428-2-046)  
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
阿蘇郡高森町草部
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

- (3) 次の図のとおり  
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 7 1 木郷2(428-2-047)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
阿蘇郡高森町草部
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 7 2 小崎1(428-2-048)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
阿蘇郡高森町草部
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 7 3 小崎2(428-2-049)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
阿蘇郡高森町草部
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 7 4 小檜木(428-2-050)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
阿蘇郡高森町永野原
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 7 5 菅迫(428-2-051)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
阿蘇郡高森町芹口
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 7 6 枳原-1(428-2-052-1)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
阿蘇郡高森町菅山
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

- (4) 急傾斜地の崩壊  
政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 7 7 栃原一2（428-2-052-2）
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
阿蘇郡高森町菅山
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 7 8 戸ノ下一1（428-2-053-1）
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
阿蘇郡高森町菅山
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 7 9 戸ノ下二2（428-2-053-2）
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
阿蘇郡高森町菅山
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 8 0 下山（428-2-054）
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
阿蘇郡高森町尾下
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 8 1 下切（428-2-055）
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
阿蘇郡高森町下切
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 8 2 川走（428-2-056）
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
阿蘇郡高森町芹口
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項

- 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 83 水堤(428-2-057)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
阿蘇郡高森町菅山
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第1050号**

平成26年3月28日熊本県告示第287号(土砂災害警戒区域の指定)で指定した次の土砂災害警戒区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。  
 平成27年12月4日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 岩熊川(211-1-005)
- (1) 土砂災害警戒区域の所在地  
宇土市岩古曾町
  - (2) 土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第1051号**

平成26年2月14日熊本県告示第103号(土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定)で指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第6項において準用する同条第4項及び第9条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。  
 平成27年12月4日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 古屋敷(211-1-001)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
宇土市赤瀬町
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号。以下「政令」という。)第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 赤瀬町本村1-2(211-1-002)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
宇土市赤瀬町
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 古屋敷2(211-3-001)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

- (2) 宇土市赤瀬町  
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第1052号**

平成25年3月29日熊本県告示第362号（土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定）で指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第6項において準用する同条第4項及び第9条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。  
平成27年12月4日

熊本県知事 蒲島郁夫

石打川（1）（321-1-021）

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
宇城市三角町中村
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- (4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号。以下「政令」という。）第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第1053号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。  
平成27年12月4日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 岩熊川（211-1-005）

- (1) 土砂災害警戒区域の所在地  
宇土市岩古曾町、熊本市南区富合町南田尻
- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課並びに県央広域本部土木部及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

2 古屋敷（211-1-001）

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
宇土市赤瀬町、宇城市三角町中村
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号。以下「政令」という。）第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

3 赤瀬町本村1-2（211-1-002-2）

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
宇土市赤瀬町、宇城市三角町中村
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊



- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 4 古屋敷2（211-3-001）
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
宇土市赤瀬町、宇城市三角町中村
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 5 石打川（1）（321-1-021）
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
宇城市三角町中村、宇土市赤瀬町
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）

**熊本県告示第1054号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成27年12月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県天草市本渡町本渡字十満1377番2・1394番1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字十満1377番2・1394番1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草広域本部並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**熊本県告示第1055号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成27年12月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県天草市天草町下田北字堀田568番、574番1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字堀田574番1（次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草広域本部並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第1056号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成27年12月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
医療法人春水会	デイサービスかもと	山鹿市鹿本町来民1206番地	平成27年12月1日	通所介護

熊本県告示第1057号

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)附則第11条及び第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第5条の規定による改正前の介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、公示する。

平成27年12月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
医療法人春水会	デイサービスかもと	山鹿市鹿本町来民1206番地	平成27年12月1日	介護予防通所介護

熊本県告示第1058号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2の規定により告示する。

平成27年12月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県天草市牛深町字宮崎3072番1
  - 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐は、択伐による。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草広域本部並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第1059号

昭和47年3月31日熊本県告示第243号の5(収納代理金融機関の名称及び位置)の一部を次のように改正し、平成27年12月7日から施行する。

平成27年12月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

表1を次のように改める。  
表1(窓口収納、口座振替及びマルチペイメントネットワークを利用した収納を行う収納代理金融機関)

名 称	位 置
株式会社 熊 本 銀 行	熊本市中央区水前寺六丁目29番20号
熊 本 信 用 金 庫	熊本市中央区手取本町2番1号
熊 本 第 一 信 用 金 庫	熊本市中央区花畑町10番29号
熊 本 中 央 信 用 金 庫	熊本市中央区大江本町1番6号
天 草 信 用 金 庫	天草市太田町9番地3

熊 本 県 医 師 信 用 組 合	熊本市中央区花畑町1番13号
熊 本 県 信 用 組 合	熊本市中央区紺屋今町1番1号 シティ12ビル 2F
九州労働金庫 熊本支店	熊本市中央区出水一丁目1番13号
九州労働金庫 八代支店	八代市大手町一丁目5番26号
九州労働金庫 水俣支店	水俣市大黒町一丁目1番16号
九州労働金庫 人吉支店	人吉市中青井町316番地6
九州労働金庫 天草支店	天草市今釜新町3571番地
九州労働金庫 宇土支店	宇土市北段原町29番地
九州労働金庫 菊池支店	菊池市隈府867番地3
九州労働金庫 玉名支店	玉名市玉名2042番地8
九州労働金庫 山鹿支店	山鹿市鹿校通三丁目2番59号
九州労働金庫 熊本駅前支店	熊本市西区春日二丁目3番30号
九州労働金庫 熊本県庁支店	熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
九州労働金庫 秋津レーク タウン出張 所	熊本市東区秋津町秋田3442番地51
熊 本 市 農 業 協 同 組 合	熊本市中央区南熊本一丁目7番26号
熊 本 宇 城 農 業 協 同 組 合	宇城市松橋町松橋357番地1
玉 名 農 業 協 同 組 合	玉名市六田7番地1
玉名市大浜 農 業 協 同 組 合 町	玉名市大浜町2162番地1
鹿 本 農 業 協 同 組 合	山鹿市鹿央町持松159番地1
菊池地域 農 業 協 同 組 合	菊池市旭志川辺1875番地
阿 蘇 農 業 協 同 組 合	阿蘇市一の宮町宮地387番地5
上 益 城 農 業 協 同 組 合	上益城郡甲佐町大字白旗543番地1
八代地域 農 業 協 同 組 合	八代市古城町2690番地
あしきた 農 業 協 同 組 合	葦北郡芦北町大字佐敷424番地
球磨地域 農 業 協 同 組 合	球磨郡錦町大字一武2657番地の4
本渡五和 農 業 協 同 組 合	天草市南新町9番地22
あまくさ 農 業 協 同 組 合	天草市太田町1番地2
苓北町 農 業 協 同 組 合	天草郡苓北町志岐1010番地
株式会社 み づ ほ 銀 行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号
三菱東京UFJ 熊本支店 銀行	熊本市中央区新市街1番26号
三井住友銀行 熊本支店	熊本市中央区魚屋町二丁目1番地
りそな銀行 熊本支店	熊本市中央区花畑町4番7号
三井住友信託 熊本支店 銀行	熊本市中央区手取本町2番5号
三井住友信託 熊本中央支 店 銀行	熊本市中央区花畑町10番34号
福 岡 銀 行 熊本営業部	熊本市中央区花畑町12番3号
西日本シティ 熊本営業部 銀行	熊本市中央区花畑町11番18号
十 八 銀 行 熊本支店	熊本市中央区花畑町9番24号
長 崎 銀 行 熊本支店	熊本市中央区下通一丁目8番20号
大 分 銀 行 熊本支店	熊本市中央区水道町2番13号
豊 和 銀 行 熊本支店	熊本市中央区九品寺一丁目12番5号
宮 崎 銀 行 熊本支店	熊本市中央区中央街2番11号 熊本サンニッセ

	イビル3階
鹿児島銀行 熊本支店	熊本市中央区中央街5番15号
南日本銀行 熊本営業部	熊本市中央区下通一丁目7番20号
商工組合中央 熊本支店 金庫	熊本市中央区城東町2番23号
九州幸銀信用 熊本支店 組合	熊本市中央区細工町四丁目30番地1 扇寿第1ビル1階
九州幸銀信用 熊本県庁通 組合 り支店	熊本市中央区神水一丁目2番12号
南日本銀行 玉名支店	玉名市繁根木543番地
西日本シティ 八代支店 銀行	八代市通町6番27号
長崎銀行 八代支店	八代市通町1番12号
南日本銀行 八代支店	八代市本町三丁目1番19号
南日本銀行 人吉支店	人吉市紺屋町73番地1
農林中央金庫 熊本支店	熊本市中央区水道町5番15号
北九州銀行 熊本支店	熊本市中央区大江四丁目1番4号

(備考) 1 営業店舗名を付していない金融機関は法人指定であり、その取扱店舗は、国内の全ての店舗とする。  
 2 法人指定の金融機関の位置は、本店の所在地である。  
 3 マルチペイメントネットワークとは、地方公共団体と金融機関との間を情報通信ネットワークで結ぶことにより金融機関が提供する手段を利用した公金の収納を可能とし、その結果が即時に地方公共団体に通知される決済基盤をいう。次表において同じ。

表2を次のように改める。

表2 (マルチペイメントネットワークを利用した収納を行う収納代理金融機関)

名 称	位 置
九州労働金庫	福岡市中央区大手門三丁目3番3号
三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号
三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号
りそな銀行	大阪市中央区備後町二丁目2番1号
福岡銀行	福岡市中央区天神二丁目13番1号
西日本シティ銀行	福岡市博多区博多駅前三丁目1番1号
長崎銀行	長崎市栄町3番14号
豊和銀行	大分市王子中町4番10号
鹿児島銀行	鹿児島市金生町6番6号
南日本銀行	鹿児島市山下町1番1号
北九州銀行	北九州市小倉北区堺町一丁目1番10号

(備考) 1 位置は、本店の所在地である。  
 2 指定する店舗は、県外全ての店舗とする。

**熊本県告示第1060号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成27年12月4日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年12月4日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	芦北坂本線	葦北郡芦北町大字立川字榎川内 1221番1地先から 同所	前	3.9 ～ 26.4	137.0	災害復旧
				4.3		

		1222番1地先まで	後	～ 58.3	137.0	
--	--	------------	---	-----------	-------	--

2 区域を変更する期日 平成27年12月4日

**熊本県告示第1061号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成27年12月4日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年12月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	南関大牟田北線	玉名郡南関町大字関町字東下原 688番1地先から 同所 684番地先まで	前	61.0 ～ 70.0	52.3	廃道処分
			後	59.5 ～ 65.5		

2 区域を変更する期日 平成27年12月4日

**熊本県告示第1062号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成27年12月4日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年12月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	水俣田浦線	水俣市大迫字竹平 1078番6地先から 同所 1055番8地先まで	40.0	活力基盤 改築

2 供用を開始する期日 平成27年12月4日

**熊本県告示第1063号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成27年12月4日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年12月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	宮崎芦北線	葦北郡芦北町大字田川字路木谷 1634番1地先から 同所 1638番8地先まで	47.9	単橋改

2 供用を開始する期日 平成27年12月4日

**熊本県告示第1064号**

熊本県漁業調整規則（昭和40年熊本県規則第18号の2）第8条第2項に規定する知

事が定める期間を次のとおり定めたので、同条第3項の規定により公示する。

平成27年12月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 申請期間  
平成27年12月4日から平成27年12月10日まで
- 2 許可をする漁業名称、漁業種類及び操業区域

漁業名称	漁業種類	操業区域
流し網漁業	大目流し網漁業	不知火海
流し網漁業	小目流し網漁業	不知火海
たこつぼ漁業	たこつぼ漁業	天草有明海

**公 告**

**熊本県公告第779号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成27年12月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
菊池市西寺字古閑後1458番4、同1460番1、同1461番1、同1462番1、同字上西屋敷1777番3、同1780番3、同1782番2及び同1782番34、995.72平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階  
株式会社コスモス薬品

**熊本県公告第780号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成27年12月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
菊池郡菊陽町新山一丁目3190番730、同3190番1389及び同3190番1390  
947.05平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
菊池市赤星2114番地1  
株式会社八方建設

**熊本県公告第781号**

県営矢部南部地区（米内蔵1換地区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地処分を行った。

平成27年12月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県公告第782号**

県営御領南地区（3換地区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地計画を定めたので、次のとおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。

利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了日の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成27年12月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧の期間 平成27年12月 7日から  
平成28年 1月 8日まで
- 2 縦覧の場所 天草市役所
- 3 縦覧に供する書類の名称  
(1) 換地設計書  
(2) 各筆換地明細書  
(3) 清算金明細書  
(4) 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

熊本県公告第783号

物品を次のとおり売却する。  
平成27年12月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 物件の表示  
天草市倉岳町地内、上天草市龍ヶ岳町地内  
第1号物件 龍ヶ岳御所浦線仮棧橋撤去に伴う発生鋼材 275.7トン
- 2 入札期日  
平成27年12月22日(火) 午前10時
- 3 入札場所  
天草市今釜新町3530 熊本県天草広域本部会議棟2階第2小会議室
- 4 入札の方法  
落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の金額があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 5 入札保証金  
入札に参加しようとする者は、契約希望金額の100分の5以上の金額を入札保証金として納入するものとする。この場合において、納入は、現金又は契約担当者が確実と認める金融機関(熊本(4301)手形交換所加盟金融機関をいう。)が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。  
なお、落札者が契約を締結しないときは、熊本県に帰属する。
- 6 開札期日  
入札終了後即時
- 7 契約保証金  
契約しようとする者は、契約金額の100分の10以上の金額を契約と同時に契約保証金として納入するものとする。この場合において、納入は、熊本県が発行する納入通知書により払い込み、その写しを提出しなければならない。
- 8 入札参加資格  
次の各号のいずれかに該当する者は、この入札に参加できない。  
(1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者  
(2) 破産者で復権を得ない者  
(3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号に掲げる者であって、当該各号に該当する事実があった後2年を経過していないもの  
(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団等であるとして熊本県警察本部から排除要請があった者又は当該入札物件を暴力団若しくはこれに類するものの用に供しようとする者  
(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者  
(6) 民事更生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者  
(7) 熊本県物品購入等及び業務委託契約に係る指名停止等の措置要領(平成14年熊本県告示第811号)による指名停止期間中の者
- 9 入札参加申込み  
入札に参加しようとする者は、次により入札参加申込を行わなければならない。  
(1) 提出書類 入札参加申込書  
印鑑登録証明書  
誓約書  
(2) 提出方法 持参又は郵送による。  
(3) 提出期限 平成27年12月17日(木)午後5時  
(郵送の場合は、提出期限までに必着)  
(4) 提出先 天草市今釜新町3530 天草広域本部総務部総務振興課
- 10 入札当日に必要な書類等  
(1) 入札書  
(2) 印鑑(印鑑登録証明書の印鑑)  
(3) 委任状(代理人が参加する場合に限る。)  
(4) 入札保証金(購入希望額の5パーセント以上の現金又は銀行振出小切手)を封筒等に封かんしたもの)
- 11 その他  
(1) 契約締結期限 平成28年1月5日(火)  
(2) 売買代金納入期限 平成28年1月12日(火)  
(3) 鋼材の搬出期限 平成28年1月26日(火)  
(4) 契約の履行に当たっては、物件の数量を契約書に定めるとおり計量し、重量比に応じて契約金額の変更について契約を行うものとする。  
(5) 契約締結場所 天草市今釜新町3530 熊本県天草広域本部総務部総務振興

- 課
- (6) 入札参加者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、熊本県物品取扱規則（昭和39年熊本県規則第20号）、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）等を承知の上入札するものとする。
  - (7) 問合せ先
    - 入札に関する事 熊本県天草広域本部総務部総務振興課（電話0969-22-4219）
    - 物件に関する事 熊本県天草広域本部土木部工務第一課（電話0969-22-4629）

熊本県公告第784号

物品を次のとおり売却する。  
平成27年12月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 物件の表示  
天草市倉岳町地内  
第2号物件 龍ヶ岳御所浦線仮棧橋撤去に伴う発生鋼材 273トン
- 2 入札期日  
平成27年12月22日（火）午前10時30分
- 3 入札場所  
天草市今釜新町3530 熊本県天草広域本部会議棟2階第2小会議室
- 4 入札の方法  
落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の金額があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 5 入札保証金  
入札に参加しようとする者は、契約希望金額の100分の5以上の金額を入札保証金として納入するものとする。この場合において、納入は、現金又は契約担当者が確実に認める金融機関（熊本（4301）手形交換所加盟金融機関をいう。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。  
なお、落札者が契約を締結しないときは、熊本県に帰属する。
- 6 開札期日  
入札終了後即時
- 7 契約保証金  
契約しようとする者は、契約金額の100分の10以上の金額を契約と同時に契約保証金として納入するものとする。この場合において、納入は、熊本県が発行する納入通知書により払い込み、その写しを提出しなければならない。
- 8 入札参加資格  
次の各号のいずれかに該当する者は、この入札に参加できない。
  - (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
  - (2) 破産者で復権を得ない者
  - (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号に掲げる者であって、当該各号に該当する事実があった後2年を経過していないもの
  - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団等であるとして熊本県警察本部から排除要請があった者又は当該入札物件を暴力団若しくはこれに類するものの用に供しようとする者
  - (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者
  - (6) 民事更生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者
  - (7) 熊本県物品購入等及び業務委託契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）による指名停止期間中の者
- 9 入札参加申込み  
入札に参加しようとする者は、次により入札参加申込を行わなければならない。
  - (1) 提出書類 入札参加申込書  
印鑑登録証明書  
誓約書
  - (2) 提出方法 持参又は郵送による。
  - (3) 提出期限 平成27年12月17日（木）午後5時  
（郵送の場合は、提出期限までに必着）
  - (4) 提出先 天草市今釜新町3530 天草広域本部総務部総務振興課
- 10 入札当日に必要な書類等
  - (1) 入札書
  - (2) 印鑑（印鑑登録証明書の印鑑）
  - (3) 委任状（代理人が参加する場合に限る。）



- (4) 入札保証金（購入希望額の5パーセント以上の現金又は銀行振出小切手）を封筒等に封かんしたもの）
- 11 その他
  - (1) 契約締結期限 平成28年1月5日（火）
  - (2) 売買代金納入期限 平成28年1月12日（火）
  - (3) 鋼材の搬出期限 平成28年1月26日（火）
  - (4) 契約の履行に当たっては、物件の数量を契約書に定めるとおり計量し、重量比に応じて契約金額の変更について契約を行うものとする。
  - (5) 契約締結場所 天草市今釜新町3530 熊本県天草広域本部総務部総務振興課
  - (6) 入札参加者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、熊本県物品取扱規則（昭和39年熊本県規則第20号）、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）等を承知の上入札するものとする。
  - (7) 問合せ先
    - 入札に関する事 熊本県天草広域本部総務部総務振興課（電話0969-22-4219）
    - 物件に関する事 熊本県天草広域本部土木部工務第一課（電話0969-22-4629）

熊本県公告第785号

物品を次のとおり売却する。  
平成27年12月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 物件の表示  
天草市倉岳町地内、上天草市龍ヶ岳町地内  
第3号物件 龍ヶ岳御所浦線仮棧橋撤去に伴う発生鋼材 1341.3トン
- 2 入札期日  
平成27年12月22日（火）午前11時
- 3 入札場所  
天草市今釜新町3530 熊本県天草広域本部会議棟2階第2小会議室
- 4 入札の方法  
落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の金額があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 5 入札保証金  
入札に参加しようとする者は、契約希望金額の100分の5以上の金額を入札保証金として納入するものとする。この場合において、納入は、現金又は契約担当者が確実に認める金融機関（熊本（4301）手形交換所加盟金融機関をいう。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。  
なお、落札者が契約を締結しないときは、熊本県に帰属する。
- 6 開札期日  
入札終了後即時
- 7 契約保証金  
契約しようとする者は、契約金額の100分の10以上の金額を契約と同時に契約保証金として納入するものとする。この場合において、納入は、熊本県が発行する納入通知書により払い込み、その写しを提出しなければならない。
- 8 入札参加資格  
次の各号のいずれかに該当する者は、この入札に参加できない。
  - (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
  - (2) 破産者で復権を得ない者
  - (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号に掲げる者であって、当該各号に該当する事実があった後2年を経過していないもの
  - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団等であるとして熊本県警察本部から排除要請があった者又は当該入札物件を暴力団若しくはこれに類するものの用に供しようとする者
  - (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者
  - (6) 民事更生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者
  - (7) 熊本県物品購入等及び業務委託契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）による指名停止期間中の者
- 9 入札参加申込み  
入札に参加しようとする者は、次により入札参加申込を行わなければならない。
  - (1) 提出書類 入札参加申込書  
印鑑登録証明書

- 誓約書
- (2) 提出方法 持参又は郵送による。
  - (3) 提出期限 平成27年12月17日(木)午後5時  
(郵送の場合は、提出期限までに必着)
  - (4) 提出先 天草市今釜新町3530 天草広域本部総務部総務振興課
- 10 入札 当日に必要な書類等
- (1) 入札書
  - (2) 印鑑(印鑑登録証明書の印鑑)
  - (3) 委任状(代理人が参加する場合に限る。)
  - (4) 入札保証金(購入希望額の5パーセント以上の現金又は銀行振出小切手)を封筒等に封かんしたもの)
- 11 その他
- (1) 契約締結期限 平成28年1月5日(火)
  - (2) 売買代金納入期限 平成28年1月12日(火)
  - (3) 鋼材の搬出期限 平成28年1月26日(火)
  - (4) 契約の履行に当たっては、物件の数量を契約書に定めるとおり計量し、重量比に応じて契約金額の変更について契約を行うものとする。
  - (5) 契約締結場所 天草市今釜新町3530 熊本県天草広域本部総務部総務振興課
  - (6) 入札参加者は、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令、熊本県物品取扱規則(昭和39年熊本県規則第20号)、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)等を承知の上入札するものとする。
  - (7) 問合せ先  
入札に関すること 熊本県天草広域本部総務部総務振興課(電話0969-22-4219)  
物件に関すること 熊本県天草広域本部土木部工務第一課(電話0969-22-4629)

熊本県公告第786号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
平成27年12月4日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
山鹿市杉字八本木1175番1の一部、同1183番1の一部、同1188番の一部、同1189番の一部、同1189番2の一部、同1190番の一部及び同1238番の一部  
4,578.93平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)  
山鹿市杉1110番地  
オムロンリレーアンドデバイス株式会社

熊本県公告第787号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
平成27年12月4日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
合志市野々島字東原4414番89及び同4414番161  
470.52平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)  
合志市野々島5342番地  
伊豆野 大  
伊豆野 秀美

熊本県公告第788号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第3項の規定に基づきこの旨を公告する。  
平成27年12月4日

熊本県知事 蒲島郁夫

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
農業用排水施設、農業用	多良木第一地区	平成21年9月3日	平成27年8月11日	熊本県

道路、暗きよ 排水			
--------------	--	--	--

**熊本県公告第789号**

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成27年12月4日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
芹口 正八	阿蘇郡高森町大字永野原	阿蘇郡高森町大字菅山字北下尾野97 1番ほか2筆

2 認可年月日

平成27年11月27日

**登載依頼**

**熊本県教育委員会告示第17号**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札参加する者に必要な資格等について告示する。

平成27年12月4日

熊本県立苓洋高等学校長 山下和毅

1 競争入札に付する事項

熊本丸中間検査及び一般整備工事業務

2 入札参加資格

物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」、営業種目が「車両・船舶・航空機類」、詳細業種が「車両・船舶整備・修理」に登録されている者であること。

なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札資格を得ること。

3 入札参加資格を得るための申請方法等

(1) 申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し（2）の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

(2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先

熊本県出納局管理調達課管理班  
郵便番号 862-8570 熊本県中央区水前寺六丁目18番1号  
電話番号 096-333-2581（ダイヤルイン）

(3) 入札参加資格審査申請書の受付期間

公告の日から平成27年12月15日（火）午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時までに随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

(4) 入札参加資格審査結果の通知

資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。

(5) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成30年3月31日までとする。

(6) 有効期間の更新手続

(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成29年10月1日から平成29年11月30日（閉庁日を除く。）までに行う。

**熊本県教育委員会公告第30号**

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。

平成27年12月4日

熊本県立苓洋高等学校長 山下 和 毅

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務の名称  
熊本丸中間検査及び一般整備工事業務
- (2) 業務に係る入札・契約担当部局  
熊本県立苓洋高等学校（管理棟1階 事務室）  
郵便番号 863-2507 熊本県天草郡苓北町富岡3757番地  
電話番号 0969-35-1155  
ファックス番号 0969-35-2326
- (3) 業務の内容  
平成27年度熊本丸中間検査及び一般整備工事業務仕様書及び留意事項による。
- (4) 委託期間  
契約締結の日から平成28年3月23日（水）まで
- (5) 履行場所  
請負業者の所有する造船所
- (6) 入札方式（紙入札併用案件）  
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(4)アの電子入札システムによる入札期間内に県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。  
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者  
イ 登録してある電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者  
ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
- (7) 入札金額  
入札金額は、本業務に要する費用の総額とする。落札決定に当たっては、入札書の金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもつて落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額により入札すること。
- (8) 業務に係る仕様書等に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託等）運用基準の規定を準用する。
- (9) 最低制限価格の設定  
この入札は、最低制限価格を設けない。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

- 次の(1)から(6)までに定める条件の全てを満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）により入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」、営業種目が「車両・船舶・航空機お、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり受け付ける。また、入札参加資格を有している者で、本入札に参加するための入札参加資格申請内容の変更届による登録内容の変更が必要な場合は、次のアの期間以降も随時受け付けるが、3(3)の確認申請の日までに間に合わない場合もある。
  - ア 競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）受付期間公告の日から平成27年12月15日（火）午後5時まで
  - イ 競争入札参加資格審査申請書提出先  
熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）  
郵便番号 862-8570 熊本中央区水前寺六丁目18番1号
  - ウ 競争入札参加資格申請書等様式、手引等  
熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードする。
  - エ 提出の方法  
イの提出先へ本公告の写しを添付のうえ持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アに記載する受付期間内に必着とする。
  - (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
  - (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
  - (4) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
  - (5) 熊本丸の母港である富岡港から直線距離で半径300キロメートル以内に自己で所有する熊本丸が入渠可能な造船所を有すること。

- (6) (5)の造船所において、本業務が実施可能な浮きドック及び熊本丸の乗船職員が10名以上同時に宿泊可能なドックハウスを有すること。
- 3 入札参加のための確認申請
- (1) 提出書類  
この入札に参加を希望する者は、2(2)から(6)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。  
ア 競争入札参加資格確認申請書  
イ ドック実施予定場所の住所及び浮きドック、ドックハウスの規模等を記載した資料(パンフレット等)
- (2) 提出方法  
電子入札システムにより入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類を電子入札システムにより、1つのファイルに集約のうえ提出すること。ただし(1)アに添付する(1)イの書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等、1つのファイルに集約できない場合は、(1)イの書類の目録を(1)アの書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イの当該書類は提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。紙入札により入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類を書面で提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。
- (3) 提出期間  
公告の日から平成27年12月24日(木)午後3時まで
- (4) 提出先  
1(2)に掲げる入札・契約担当部局
- (5) 確認結果の通知  
電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- 4 入札手続等
- (1) 入札手続及び入札仕様に対する質問の受付期間  
1(2)に掲げる入札・契約担当部局において公告の日から平成27年12月24日(木)午後3時まで受け付ける。
- (2) 入札仕様書及び入札質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式、入札説明書の取得  
入札情報公開サービスシステム及び1(2)に掲げる入札・契約担当部局において公告の日から平成28年1月20日(水)まで行う。
- (3) 入札説明会  
ア 日時 平成27年12月18日(金) 午後1時  
イ 場所 熊本県天草郡苓北町富岡 富岡港 熊本丸船内
- (4) 入札の方法  
ア 電子入札システムによる入札の方法  
電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から平成28年1月19日(火)午後5時までに電子入札システムにより入札すること。  
イ 紙入札による入札の方法  
(ア) 日時 平成28年1月20日(水) 午前10時  
(イ) 場所 熊本県天草郡苓北町富岡3757番地  
熊本県立苓洋高等学校 管理棟1階事務室
- (ウ) 入札書の提出方法  
くじ番号を記載した入札書(代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成28年1月19日(火)(必着)までに1(2)に掲げる入札・契約担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書し、中封筒の表に業務の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書したうえで、業務の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。
- (5) 開札の方法及び日時等  
開札は、電子入札システムにおいて(4)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札方式による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立ち会い(郵送により入札書を提出した場合などこれらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない県の職員)のもとに(4)イ(イ)場所で開札を行うものとする。
- (6) 入札の回数及び再入札の日時等  
入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

- す。
- (7) 入札の無効  
次のアからオまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。  
ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号のいずれかに該当する入札  
イ 民法（明治29年法律第89号）第95条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札  
ウ 電子入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札  
エ 電子入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札  
オ 紙入札において入札書にくじ番号の記入がない入札
  - (8) 入札の中止等  
入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
  - (9) 落札者の決定方法  
開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。
  - (10) 入札保証金  
免除する。
- 5 契約について
- (1) 契約書の作成の要否  
要
  - (2) 契約の締結期限  
落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日
  - (3) 落札者からの契約締結の申出期限  
落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日
  - (4) 契約保証金  
契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、契約担当者が指定する日時までに、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。  
ア 納付期限 5(3)に掲げる期限  
イ 提出場所 1(2)に掲げる入札・契約担当部局
- 6 その他
- (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
  - (2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 7 問合せ
- (1) 問合せ先  
ア 入札の業務内容、仕様書、確認申請、紙入札移行承認等入札の内容全般に関すること  
（本公告に係る入札・契約担当部局）  
熊本県立茶洋高等学校（管理棟1階 事務室）  
電話番号 0969-35-1155  
ファックス番号 0969-35-2326  
イ 競争入札参加資格審査申請に関すること  
熊本県出納局管理調達課管理班  
電話番号 096-333-2581  
ファックス番号 096-381-9010  
ウ 電子入札システムの操作方法に関すること  
くまもと県市町村電子入札コールセンター  
電話番号 096-373-2032  
ファックス番号 096-370-5455
  - (2) 受付時間  
午前8時30分から午後5時15分まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日を除く。）
- 8 Summary

- (1) Name and Content of Consignment  
Intermediate inspection of training ship KUMAMOTOMARU and maintenance and repair
- (2) Date and Place for tender  
Date : January 20, 2016, 10:00 a.m.  
Place : Kumamoto Prefectural Reiyou High School  
(The first floor in administration building office)
- (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract  
Kumamoto Prefectural Reiyou High School  
3757 Tomioka Reihoku Town Amakusa Gun Kumamoto Prefecture  
863-2507, Japan  
Phone : 0969-35-1155
- (4) Other  
Language : Japanese  
Currency : Japanese Yen

**熊本県行政文書等管理委員会公告第2号**

平成27年度第2回熊本県行政文書等管理委員会を次のとおり開催する。

平成27年12月4日

熊本県行政文書等管理委員会 会長 渡 邊 榮 文

- 1 開催日時  
平成27年12月14日(月)  
午後1時30分から(1時間30分程度)
- 2 開催場所  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県庁本館13階 展望会議室
- 3 議題  
(1) 行政文書の廃棄に関する意見聴取について  
(2) 行政文書の管理に関する規則の改正案について  
(3) 平成27年度実施監査結果に係る報告について 等
- 4 傍聴者の定員  
5人
- 5 傍聴手続  
(1) 傍聴希望者は、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。  
(2) 会議の傍聴の受付は、会議の開催予定時刻の30分前から行い、傍聴者の定員を満了した時点又は会議開催予定時刻になった時点で終了する。  
(3) 傍聴者の決定は、受付先着順とする。ただし、受付開始時点ですでに定員を超える希望者があった場合は、抽選により傍聴者を決定する。
- 6 問い合わせ先  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県総務部総務私学局県政情報文書課(電話096-333-2061)